

経済マンスリー

[米国]

激化する米中貿易摩擦、かつての日米貿易摩擦からのインプリケーション

トランプ大統領は 6 月 15 日、中国からの輸入品 340 億ドルに対し 7 月 6 日以降 25% の追加関税を賦課することを決定した（第 1 表）。4 月 4 日に公表していた 500 億ドル規模の品目リストから、一般意見公募を経て最終消費財を中心に 160 億ドル分の品目が除外されたが、新たに半導体等を中心に 160 億ドル規模の追加関税賦課検討品目リストも公表しており（関税賦課実施時期は未定）、当初予定通り 500 億ドル規模の輸入品に追加関税をかける方針である。中国は即座に報復措置を決定したが、これに対してトランプ大統領は更に、輸入品 2,000 億ドルに対する 10% の追加関税賦課検討を指示している。

1960 年代以降、日米間でも、対象を繊維、鉄鋼、自動車、半導体と変えつつ貿易摩擦が続いた経緯がある。当時は米国企業や業界団体からの産業保護の要請を切っ掛けとして米国政府が対応に乗り出したのに対し、現在は米国政府が主導して他国への圧力を強めている点に違いがある。このため、かつての日米貿易摩擦においては、当該業界の景況悪化時に摩擦が激化し対日圧力が増大するものの、景気回復等により業界からの要請が弱まり、また、米国内の当該製品の需要側から保護主義的な政策への反発が強まれば、圧力が低下するという面があった。一方、現在の米中貿易摩擦は、貿易慣行を是正し貿易赤字を縮小するという強い姿勢をトランプ政権自らが打ち出していることから、緊張緩和の糸口を見い出すことがより難しい。また、最近の世論調査によれば、中国のみを対象とした関税賦課への支持率は 52% と過半数を超えており、対象国を限定しない鉄鋼等への関税賦課に対する支持率（31%）よりもかなり高い（第 2 表）。日米半導体摩擦では、日本の経済的脅威を懸念する米国内世論の高まりもあり、日本にとって非常に厳しい交渉となった。近年、中国の経済面・安全保障面での急速な追い上げに対する警戒感が米国民の間で高まっているとすれば、関税賦課等の痛みを伴う政策が消費者（国民）にも受け入れられやすいものとなろう。米中貿易摩擦は、更に長期化・深刻化する可能性が高そうだ。

第1表:6月15日に公表された対中制裁関税の概要

	品目	中国からの輸入額 (億ドル)	輸入総額に 占める 中国製品の シェア(%)
7月6日から 25%の 追加関税が 賦課される 主な品目	電気回路の開閉用、保護用、接続用の機器	17	20.1
	液体ポンプ、液体エレベーター	17	22.4
	重機等に利用する部品	17	21.1
	乗用自動車その他の自動車	17	0.9
	自動データ処理機及び読取機（記憶装置）	15	19.3
追加関税対象 から除外された 主な品目	テレビ受像機器、モニター、プロジェクター	45	34.5
	印刷機、その他のプリンター	21	31.0
	アルミニウムの板、シート及びストリップ	12	36.4
新たに 公表された 主な追加 関税賦課 検討品目	集積回路	27	8.2
	その他の固有の機能を有する電気機器	15	25.9
	半導体デバイス、発光ダイオード	8	13.5
	鉄鋼製の構造物及びその部品	8	26.0
	半導体、集積回路の製造機器	8	10.2

(注) 8桁のHTSコードを基に2017年の輸入額を算出し、4桁の中分類毎に集計したもの。

(資料) USTR資料、米国商務省統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

第2表:トランプ政権の通商政策に関する世論調査
(キニピアック大学が5月31日～6月5日に実施)

- 鉄鋼輸入への25%の関税、アルミニウム輸入への10%の関税賦課に賛成か、反対か (%)

	全体	共和党 支持層	民主党 支持層	無党派層
賛成	31	56	9	31
反対	50	20	72	52
分からない・ 無回答	19	23	19	17

- 中国からの輸入製品に対し関税を引き上げることに賛成か、反対か (%)

	全体	共和党 支持層	民主党 支持層	無党派層
賛成	52	75	27	55
反対	36	14	57	35
分からない・ 無回答	12	12	16	10

(資料) キニピアック大学資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

照会先：三菱 UFJ 銀行 経済調査室 玉城 重人 shigeto_tamaki@mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。